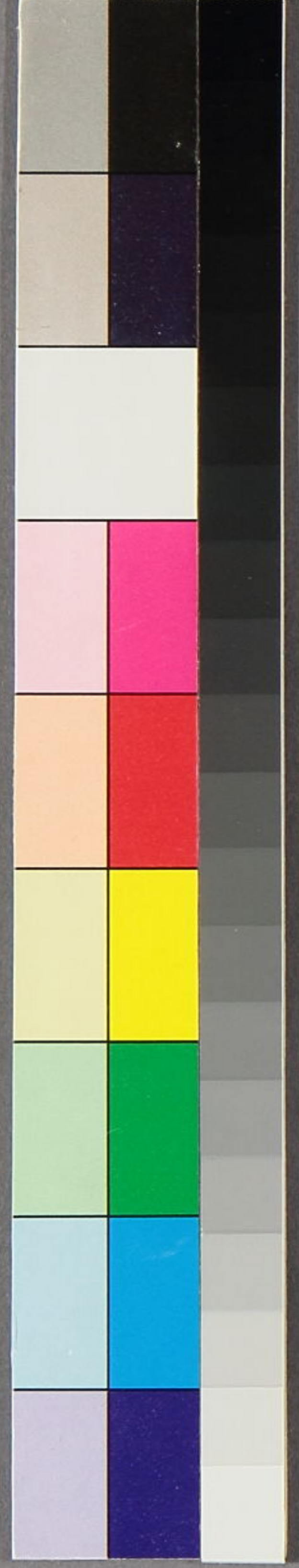


薰菴錄

毛



明 曾 4
775
70

薰蕕錄卷之四十五

目錄

五事畧



薰箱録卷之百七十三

中村直道集



五事畧 惣目録

殊節事畧上

日本天皇乃御変

日本國王乃御変

本朝異物乃天子御書式乃変

異物乃天子御書式乃日本國王御書式乃変

殊節事畧下

今代外國來聘乃事

外國御書式乃事

大君乃御書式乃事

復讐乃御事

御齋乃御事

本邦寶貨通用事略

金銀銅鉛事

金銀乃制事

本邦金銀銅鉛外國一入一物数事

琉球國事略

異物乃書小息一琉球國事

琉球出入事其國事

琉球冊封使并物貢使事

琉球國職名事

外國通信事略

中華并外國商船來不來事并里教

外國西洋商船來不來事并里教

高野山事略

学侶乃人聖等由來事

本会之人高野山と再無事

学侶乃人高野山と再無事并文珠院事

文珠院と高野山事

学侶乃人高野山事

并高野山寺住持職具山人乃法縁断絶事

乃人乃信流刑并高野山

东照宮神法樂并法事乃法縁断絶事

殊邦事略上

日本天皇の御事

本朝の事、吳朝の史書に見へ、後漢の時と云ふは、
 魏乃伐り、以朱倭王倭國王倭奴國王と云ふ、下は、
 本朝天皇の御事、魏の時と云ふは、倭女王と云ふ、
 神功皇太后の御事、晋宋齊梁の事、倭國王自使持
 節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓等乃國
 法軍を御稱、其國はと云ふ、平西征虜冠軍輔
 國守將の軍、除す、かゝる、本朝の御事、
 西原雄略六代の天皇の御事、御代のある、昔は、
 之と云ふ、吳朝の書、卯國の表と稱、之と云ふ、國王と云ふ、
 之、世々、其史、其表、其御事、其事、其御事、其御事、

ととらへくはるやハ論まらぬとす。その後隋の楊帝の
世の南より倭國王有る書く。日出る天子致書日没
而天子之記されし也。之より詳の事分りたなり吳朝の書は
印の天皇の御事と云ふと云ふと云ふ
る隋の代と云ふ。その後唐の代と云ふと云ふと云ふ。而た日本ハ
古の倭國之を王の初天の御中より産漸イナギよむてハ
皆以て善好歸しんんんん是の事ハ印の天皇の御事と云ふと云ふと云ふ
云々の事ハ唐の代と云ふと云ふと云ふ
その後宋の代もなひして印の帝阮永觀乃は一巻を
布大寺の僧齋施末の御事と云ふ乃の皇年代記職
負命官の書紙紙と云ふ天子が御事と云ふは、之の印の
天皇の御事と云ふは、印の史書と云ふ。而た宋の史書より
見下し而も詳ありぬ。印の史書と云ふ。而た宋の史書より
之は、印の代と云ふ。日本天皇日本國王の御事と云ふ
之は、印の代と云ふ。日本天皇日本國王の御事と云ふ

あり。之を日本天皇の御事と云ふ。而た宋の史書より
見下し而も詳ありぬ。印の史書と云ふ。而た宋の史書より
之は、印の代と云ふ。日本天皇日本國王の御事と云ふ

日本國王の御事

異の書の事。之より日本國王の御事と云ふ。而た宋の史書より
見下し而も詳ありぬ。印の史書と云ふ。而た宋の史書より
之は、印の代と云ふ。日本天皇日本國王の御事と云ふ

より後と本約は天皇と天子の書とあり
るにわがしるごとく今集約の儀ありあはれ
又古所河之辨りて國を藩主と約は天皇より
下す所の式詳ありて中世よりは新羅渤海等
兼富の玉玉をりし而も皆其國に宿すこと
天皇と約は稀きものも平約天皇の勅書ハ
同其國主とありて也代は玉玉の書とあり

其約は天子の國の王日本國王と姓來書式のもの

元乃世世乃代ありて日本國王と書と賜ふに
乃と勅せられりて度々あり其書ハ
尸するのきのものあり其書ハ
乃と勅せられりて度々あり其書ハ

大元乃集乃軍と起て日本と冠せられ
生と約り者ありて人皇成宗位
と傳へて日本國王と書と賜ひ
皇の御代乃ありてりし日本
海を平統山皇位乃ありて徳
親王乃時の者ありて其約の
事ありしは何と約せし人皇
蒙る天皇の御代乃ありて書
約りてりしは何の書式ハ大
國王と冠せられりて日本
と約りてりしは何の書式ハ大
國王と冠せられりて日本

此の約は天子の國の王日本國王と姓來書式のもの
此の約は天子の國の王日本國王と姓來書式のもの
此の約は天子の國の王日本國王と姓來書式のもの
此の約は天子の國の王日本國王と姓來書式のもの

秀吉の書に姓をあらわされぬ周平の事と
甲ひくことしるすありていふなり

殊歸事略上終

殊歸事略下

今代外國來聘の事

文祿元年正月日中の兵船解り赤色と隔て六月
其王城に入るとなりしに於て正月十日を以て船解り國
王上國より急を告ぐ六月明の天子援軍を遣はし合戦な
りしに大明日本初版の事始りしに後初版やわると
再の軍船に九兵連より七年よりしるす七年八月
大岡秀吉薨るに於て日本の兵士より軍を遣はし船解り
二年の九月日中より戦況より後十六日とくくしるす
赤色と隔てしるすに六年女南赤浦築呂末の事
始りしに入貢の事しるすに宗教の事義経の家人柳川を赤
調信の事しるすに日本船解初版の事を海をくくしるす

もつてありあつたが、國の人には、そのおぼへずおぼへたるものあり、
別々尋問し、その人乃ち、十二年の書に、彼等の書に、十二年の書に、
その書に、十二年の書に、十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

物群乃通信使往々、十二年の書に、十二年の書に、
古法流傳、其國王の書信と稱り、十二年の書に、十二年の書に、

在然、其の信物と稱り、十二年の書に、十二年の書に、
日本、物群、十二年の書に、十二年の書に、

改羅、十二年の書に、十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

十二年の書に、
十二年の書に、
十二年の書に、

式と改めしるるに及す概説の如きと本年改式と改

は時おる傳を免
の記し詳を免 寛永八年ふあひく對言也

柳川を常と潤興と自決争論の事記り三年ふむく

潤興并對別所藩の借言方流刑と改めしるるに

潤興を方竊の藩りく物解ふおされ一國を改式と

改め日本國王とありつらむる形れはなりてあり

九世侯の今の法律は國書とつらむる他おほく八世侯の中大に

罪を犯しつと罪を犯すへつらむるに潤興を方三刑を流刑と

對言其の事と作對言しつらむるに對言を對言と改めしるるに

六年の事記り對言しつらむるに對言を對言と改めしるるに

大將軍の宣旨とありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

對言作ありつらむるに對言を對言と改めしるるに

善く法王と親まうりむ世に王名とありしをいへり
中納言の南河内制統とありしをいへり
きりたもいへり
を制する南河内河内制統とありしをいへり
此と稱するまじき書と著して王とありし稱するをいへり
事何の備とありしをいへり
ひく天皇國王其の下の名をいへり
但し外國の稱をいへり
稱するをいへり
國号と同一とありしをいへり
王の制するをいへり
と稱するをいへり

此の記とありしをいへり
明の百曆の天皇をいへり
し時をいへり
五の記をいへり
秀をいへり
此の記をいへり
二年乃國書とありしをいへり
一信とありしをいへり
ひく百曆の初年の天皇をいへり
此の記をいへり

大猷院殿

源忠佐

教皇院殿

源忠直

常憲院殿

源忠教

りれそ大々言さす寸九戸皆大戸源の字は忠

綱中に在徳院殿の言と用ひられし

りへも余ハ源の言と用ひられし源の源ハ

取の圖書の記王と云々くハ源の文と用ひる

〜の物群國代ハの圖書ハ政以徳の言と

用ひる其衣の言と用ひる〜ハ國の源ハ

入列の言と用ひる〜ハ源の源ハ

圖書ハ源の言と用ひる〜ハ源の源ハ

用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

列の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

〜の言と用ひられしと云々〜ハ源の源ハ

とらん 寛政二年の書 倭書乃 佐使始と あり 何と 礼曹
兵備 家國乃 執事 繕り 書を 國王 先奉 禮人
之書 家國王 慈造 伏修 答 奉 意と 書 あり 倭書
君 佐 始 禮 考 あり して 寛政 二年 始 考
圖書 とい され 一 冊 あり して 倭書 又 大明 船 辭 乃
書 あり 且 一 冊 あり 多し 考 あり 倭書 之 事 一 冊
あり 一 冊 書 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
り され 是 あり 倭書 乃 何 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
船 辭 乃 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
西南 洋 乃 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
官 とい され 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
船 辭 乃 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり

り とい され 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
南 都 東 大 寺 法 華 院 乃 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
忠 恕 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
方 二 寸 八 分 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
の 備 傍 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
用 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
寶 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
九 分 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
金 地 院 乃 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり
人 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり 一 冊 あり

本邦貨幣通用事略

金銀銅とてしる

一 天武白鳳二年正月對馬より銀と貢す人室より
平代曆敎の旨平十四年と遷く赤國は銀初てしる
延喜式に大宰府より毎年銀百兩の千あり貢すし
及て一対馬より和名百兩ありは後新羅城川に
流し對馬より銀といはれしる

一 元明和銅元年は善武赤國より銅と貢す人室より
平代曆敎の旨平十八年と遷く赤國は銅初て
しるし是より先亦和銅と稱す用ひしれしる
とも是より先亦和銅と稱す用ひしれしる

より後之金とよりとくは用とをく大岡重春の子となり
はゆと傳言く代とあれは後之徳信乃天子中納言
常務と歎く奥別と稱し依後由とありはく金と
稱しとれれは金とすはく福かく盡せられあり
孝老六年寅うおはるはゆりし翌年よりは金銀出
るは稱しといふありかへそはゆりしは金銀出
より傳言するありし四十年の比より根切るは初
の正しくありしは是より年よりすはくありて或
又黄金とすはくはあり

一 石見より黄金と出たりしは是はゆりすはくは
ゆりしは是は六七年はるはゆりすはくは
福かくは國の金と稱事とを告ぐは

一 伊豆國より黄金白銀と出すははゆりすはくは
ゆりしは是は六七年はるはゆりすはくは
福かくは國の金と稱事とを告ぐは

一 陸奥の南部より黄金出たりしは是は六七年はるは
ゆりしは是は六七年はるはゆりすはくは

津持依後おん伊豆奥羽南部より金銀と出たり
ちとすは 商家代とありしははゆりすはくは
ゆりしは是は六七年はるはゆりすはくは
年は今もはくは金銀出たりすはくは
純用はゆりしははゆりすはくは
のまありしははゆりすはくは

かゝるものもあらずしき 神社の志波家も前代は
海とありてはさしきともあらずに信じてしりて又もよ
よりておまふ世の運をまわすより新くふまけ
初りしりともありぬきしに聖子神孫のよし
祖業をあらせりし天下は善き後き善き事とゆき
め給ふ 神社の神孫は天地をまわすにあらざり
りしりかきしりし知れぬきしりしりしりしりし
神社はれぬきしりし海とありてしりし金銀のり
代りまふしりしりしりしりしりしりしりしりし
摩也れ地よりおするりしりしりしりしりし

金銀の制り

- 一 天武白鳳十二年用銅錢廣澤錢をり先の
代りおまふと交易するりしりしりしりしりしりし
白鳳元年西國の銀幣より銀錢と申しれりし
之十二年より銅錢と申しりしりしりしりしりし
但しは此の銅は西國より来りしりしりしりしりし
律法をあらせりしりしりしりしりしりしりし
一 元明和銅元年始りて銀錢銅錢世よりあり
はりしりしりしりしりしりしりしりしりしりし
為用ひりしりしりしりしりしりしりしりし
- 一 孝徳天平廣治元年清新法は河銅錢と申しりしり
西國又銀錢と申しりしりしりしりしりしりしりし
十のあり又金銀と新しりしりしりしりしりしりし

と似て浪銭十の爲

津師より申す所を金と似て新貨として通用

すもろの如し

一 稱徳 別名徳主 元年 更濤銭 神功

一 桓武 延暦十六年 更濤銭 開寶 隆年 永寶

一 仁明 兼和二年 更濤銭 兼和 昌寶

一 嘉祥元年 更濤銭 長平 永寶

一 清和 貞觀三年 更濤銭 寛益 神寶

一 貞觀三年 更濤銭 貞觀 永寶

一 寛平二年 更濤銭 寛平 大寶

一 醍醐 延喜七年 更濤銭 延喜 通寶

一 村上 天徳二年 更濤銭 乾元 大寶

以後の如くして波と濁りれりとの事ありしが其の如く是の
歴代力銭と申ひりしとてよりかして文明永樂の天子
を宗乃代より及て希世迄三方波濁は公に對して
おそれし後長物として形樂新銭と濁りしとて
其の如く願賜へり 元永樂後 之後山の方波の世
奢侈を好く用てはれしより寛平元年 文明七年
同十年迄は中々も文明十年より十方也とてし
其の如くは申すの如くはれしとてし
此の如くは申すの如くはれしとてし
通寶なりしとてし永樂一也文とてし古波は貴

文の者く承業後法を古法とみて申ひしと云く
 一 天正十六年造業令大判小判減向各八割と生す所の
 支銀のいせりうハ國富あり 秀吉のそせりもれ
 天下とあり給ひしより天下の賦と聚歛とて用
 とくされし天正十六年より新く小大判小判と造る
 是世の天正十六年判と云ふのこ但し是より三年は
 希天正十一年の秋より金賦とて大銀小銀と金銀と法
 ひしより金銀と法とてはすても大判丁銀と
 ちししとありあり物とて十六年より判と申ひ
 かゝるり歟

一 考申白年銀造一分判は年々秀吉荒し給ひし
 年より其原形和の年ありありと秀吉の末年は

いふと云くいふと云くをれ多し一後功法りて世
 行われありし

諸法とて其法と 高家より新法ありし

一 考申白年乃後大判小判一分丁銀豆板の制給後
 河判は各判かともをりて造られしと云はれ給す
 けわ小判判と云ふ是より後元禄八年と年と云
 造りしより其の金銀の惣取を金七十万兩取す
 其月程のつりしと申歟

一 考申白年十二月止承業後用業法京法とりし
 其取代より古法ありしより 承業後法ハ
 やりしあり

一 寛永十二年六月新法諸寛永通寶江戸とては

城おとあふもく、
ゆらあふありしより、
ゆらありしより、
再ひ改めしれ、
よりあられありす、
後述して、
小難を、

本邦金銀銅鉄の事

一、
後の代より、

より、
まも

一、
四年まで、
いつわら、

一、
年まで、
商賣、
卯を、
され、

付込のりー西の金銀のねあり入るはは

一 寛永六年より寛永十一年迄二十年の間ハ出島に
船多く出入り商人も 今の長崎出島の先祖ハ 亞馬港
ノビスパン 暹羅 南呂宋 北呂宋 暹羅 入年とて入りて商
賣しはけりや 移りて 高野 年々 入港を許家
に 金銀と持入りしりくともゆとありしは

一 寛永の初まてハ今きく モハ 國々 出島 文趾 台
南呂宋 ノビスパン イギリス カレウ タイ マリヤ 亞馬
港 ありし國々より 年々 入港を許し ありしは
後 耶蘇の法といく 傳へられしより 是くの
由り ありしとありしを 是れより ありしは 金
銀のねとありしは

一 寛永の初 耶蘇の法といく 傳へられしより ありしは
二十一年より 家國とて 是れと 傳へられしは 是れより
國々の 出島 入港を 許し 金銀のね ハ ありしは
とありしは

一 寛永の初 耶蘇の法といく 傳へられしより ありしは
二十一年より 家國とて 是れと 傳へられしは 是れより
國々の 出島 入港を 許し 金銀のね ハ ありしは
とありしは

一 寛永の初 耶蘇の法といく 傳へられしより ありしは
二十一年より 家國とて 是れと 傳へられしは 是れより
國々の 出島 入港を 許し 金銀のね ハ ありしは
とありしは

おのれの際の和は、長崎一両より和由へ入し金銀銅
のたねまのたきし一両たのし

一 金二百六十九万七千七百九百九十余

正保六年より宝永六年まで凡そ千一年
乃る和由へ入し一両たのし

一 銀七拾七万四千二百九百九十余

正保六年より宝永六年まで凡そ千一年
乃る和由へ入し一両たのし

一 洞一億一千万五千四百九十八千七百九十余

寛文二年より宝永六年まで凡そ千六年より和由へ入し
あり但し洞八千を宝永六年より寛文二年まで千一年の
ありのたのし

諸国長崎一両より和由へ入し一両千一年より
たねまのたきし一両たのし
あり入し一両たのし

法とましく、昔治一両より千一年より和由へ入し
たねまのたきし一両たのし

一 金六百拾九万二千八百九十余

宝永六年より正徳四年まで凡そ千六年より和由へ入し
たねまのたきし一両たのし

一 銀百拾二万二千六百七拾七千九百余

宝永六年より正保四年まで凡そ千六年より和由へ入し
たねまのたきし一両たのし

一 洞二億二千万二千九百九十九万七千七百九十余

宝永六年より寛永六年まで凡そ千一年より和由へ入し
寛永六年より和由へ入し一両たのし

りて用ひ給ふへき金銀銅と稱しきもの英國の
ものも如く一金ののび一銀銅ありしに
あふ年より其の申すふに由りて其
代にても所代所のよりて人の金を依りて
如く人の金を依りてすべしゆらんを世に
如くもすべしとす人々其の物の中葉物人の
命すらんを物ありて一日もあらずとす
乞ふり所の所用の衣被靴履の類の物は
如くよりけり 神社の法代は如くありし
國の寶と考へんるに區すべし惜むべき
玉葉代の法代もあらずと思ふれ 神社の
如くは如くありて今法代も及ひて

ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて
ありて今法代も及ひて

本邦貨貨通用率略年

琉球國事略

天朝乃書之曰琉球國乃

琉球之國大小諸國今乃中山之琉球乃國

のり 琉球國ハ中國ニ在リ今乃中山之琉球乃國
と同一に琉球と云ふは今の大琉球乃人といふ
るやとトハは流俗の言ハ琉球ハ衆列の地トテ
而シテ大おんといふ又國中乃ハ琉球乃人といふ
りハ國中ニ在リ今乃中山之琉球乃人といふ
里ハ滿つまハ琉球乃人ハ琉球乃人ハ琉球乃人
七ハ乃ハ琉球乃人ハ琉球乃人ハ琉球乃人ハ琉球乃人
と云ふは琉球乃人ハ琉球乃人ハ琉球乃人ハ琉球乃人

あり中國の事一を尋るに隋乃獨帝大業年中

高麗弟貢と云く吳佺と訪求りて始とて國

到るに彼通事一人と稱く是を漢武貴帝時陸

りれ福建乃南臺の卯又者供餘と海くを供と待り
物貢供り物とねすりふその物ハ馬珠黄藤木胡椒螺殼
乃貢物也と記ハ不足記
海色生紅銅牛皮推磨子刀錫瑪瑙磨刀石鳥木
降香木香之中珠黄螺殼海色牛皮磨刀石ハ
國の產物也て藤木胡椒ハ年々小進羅日本より易る
而めく推磨子ハ則日本乃磨子之
梅多藤木胡椒ハ
國物也非日本易物
と云ふハあやまり日本磨子の事ハ
古より傳國ハ中土傳りて希有ハ
後園院宣中山王尚恩遣り代りて山南山小と
徳二年より
且せく供系とせく物貢す
ハ元祐より山南山小と候
巴志り時の一珠球の人中
詳めり下のは後元二年ハ一
貢供百餘人
あるハ一は定りて神宗万曆元年
万曆元年
琉球母封使蕭宗業謝志ホそりて國日本領

るく日本の人教百人利及ととりて從來其國人
乃公懐懐りゆと考を
中山王尚永
嗣封の年の事
同十七年
天正
十七
年日本國平秀吉より六十六列ノ地と保て中
山乃世子尚寧と稱く尚寧宣旨ハ
尚寧ハ文王尚永五年万曆十六年ハ薨
りて
尚寧ハ世子と稱りて
天正十八年
同十八年
諸琉球の物貢と禁す入寇るゆと
と忽く琉球のお鄭週密ハ
琉球ハ
西貢と奉
十年九月皇白一和尙と
琉球ハ
西貢と奉
十年九月皇白一和尙と
琉球ハ
西貢と奉
同十八年
琉球の物貢と禁す入寇るゆと
と忽く琉球のお鄭週密ハ
琉球ハ
西貢と奉
十年九月皇白一和尙と
琉球ハ
西貢と奉
同十八年

終り書と抄らんは時傳津長久入た新田大老寺物院和南と傳と
珠珠と考を一あり宮内省の傳より傳はし時傳津より因
白河の傳と考を一あり世より傳はし時傳津より因
ゆかりを考を一あり世より傳はし時傳津より因
同二十年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年
百の蕉布より物と云ふは送る 珠珠乃此處と云
る 海路より日本と珠珠乃此處と云ふは送る
三百里珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
これ山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
周原の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
を傳はししつら山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
傳はししつら山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
毎塊をささるる山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
一塊は則ち一抄と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る

ゆくさゆと申す南寧ゆと申すは傳津又月と傳津
と申す日本の使傳と云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る
て山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
えらあねと云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
ああと云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
信と云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
都と云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
同一年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年 初年
いす宮内省の傳と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
珠と云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
りたりと云ふは山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る
を傳はししつら山山の地と云ふは珠珠と云ふは送る 珠珠乃此處と云ふは送る

ぬつりりくさるる臨海すはるも又薩平の國古の事とて
薩平の國古は 同平十二年 琉球冊封使 皇子瑞を
くさるる國の領する所乃日本の人すてさるる人
必日本海をさるる一とて 世子尚寧冊封の事
中山王、同平七年、國王果、一とて 薩平の國古の事
一とて 人らるる 尚寧冊封の事、一とて 同平十年、一
尚寧使とて、一とて 尚寧冊封の事、一とて 同平十年、一
卷、一とて 福建乃巡檢丁 他嗣卷、一とて 日本乃
あつて、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
係、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
へ、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
切、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球

物とて、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
存久中山王、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
市の事とて、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
加、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
云、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
茶、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
取、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
淡水とて、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
大、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
地、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
中、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
推、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
白、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
大、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
年、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
難、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球
於、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球、一とて 日本乃、一とて 琉球

おのち中園とゆりし海をこほりていづか浦添りて
 おり成をすりたるかひくこと人よあつひのこころをこれ
 ういすの氣をうして國人はあつて押さひしり浦添御司
 とあり二十二年よりしつと波はつ國の王となふあり
 今川行時入れたる後のありきこれのあまが民の軍力之程を利
 興無ハ実におのの子をりして波家おのれに謀し利隆判官
 波家ゆつと波家よりやりのこし世をよりり人よかかしてんハ
 らありともむしき相うひしひつたりいづく代ハ波家より
 し細川常山がよとハ波家より下りたりしとわしとてり
 波家よりんももてり余もて力も人よわれりとも舜天王の
 りともと思ひしものもさぬありありは國王ハおのれに
 細川おのれの流の波家より源氏と立位六十二年より元徳二年
 日くおのの流とてり
 五十七 第理宗嘉祿元年
おのの流嘉祿二年

第理宗淳祿八年
おのの流深基院室治二年
 第六代波本立位十年の當り疾疫よりり見
 人氏多く死すり候と源をこへとてり

第理宗室祿八年
おのの流深基院室治元年
 第七代英祖立位二十年七十一歳よりり薨す
元成宗大徳三年
おのの流俊隆正亨元年
 第八代大成立位九年六十二歳よりり薨す
元武宗皇大元年
おのの流園院室治元年

第九代英慈立位五年四十六歳よりり薨す
元仁宗室治二年
おのの流園院室治二年
 第十代玉城立位二十二年四十一歳よりり薨す
元昭宗室
治元元年 五城立くし徳明よりり改すりてり

人ありてその小政の事一年を歴て終に其國を治りて
あり中山山南山水乞く

第九代西威在位十二年二十二年薨して其子

元明宗至正九年家國南約後村正院
四年五年少約第光院歡恩元年

第九代宗茂在位四年七年薨して其子

右前左社法武二十八年少約後少社院嘉永二年
○梅子中山の中山の封爵と後半の事なり好む

第十代武寧在位十年薨して其子

大明太子永樂三年
少約後少社院嘉永二年

第十一代尚思在位十六年薨して其子

永樂十九年
嘉永八年

第十二代尚巴志在位十八年薨して其子

大明英宗正統四年
少約後約國後永亨元年尚巴志代より國人

一統す其子より國人のれと又令す

第十三代尚忠在位六年二十四年薨して其子

大明英宗正統九年
少約後約國後永亨元年

第十四代尚思在位六年二十二年薨して其子

大明英宗正統十四年
少約後約國院室徳元年

第十五代尚金福在位四年二十六年薨して其子

大明英宗正統四年少約後約國院室徳二年梅子尚忠尚
思遠尚金福在位年経て其子梅子尚忠尚思遠尚金福

父子お清七十一物とあり又梅子尚忠尚思遠尚金福
七月孫孫人ありて其子梅子尚忠尚思遠尚金福
國人兵庫の浦ありて其子梅子尚忠尚思遠尚金福
梅子尚忠尚金福の事あり

第十六代尚宣成在位六月薨して其子

第十七代尚真在位二十年六十二歳とて薨る

大明世宗嘉靖五年
平約後帝は隆治元年

第十九代尚元在位十七年四十六歳とて薨る

大明穆宗隆慶六年
おの西親町 元禄三年

第二十代尚寧在位十二年六十七歳とて薨る

大明光宗泰昌元年
おの後水尾院元和六年

神宗万曆二十七年日本國薩戸のち後のおも執られ

所りし三年より一國のゆるりおのち久しき後より薩戸のち

薩戸のちと西より十年代すて一久しき後より薩戸のち
けく毎年と物と行りしより一久しき後より薩戸のち
那とと若く大明とと御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
とと若く大明とと御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
るをれにげとと若く大明とと御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち

神祖を治す所とゆひしり同き十四年二月薩戸のち
公向く防と御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
せむ防の御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
あす防の御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
長板百人と切られしと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
竹月より久しき御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
之王能子百巻薩戸のち一國王とすて一久しき後より薩戸のち
三國と御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
記す 依原より一久しき御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
十三日御軍と御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち
御の王薩戸のち一久しき御ししと一國王とすて一久しき後より薩戸のち

大明穆宗崇禎十二年
おの明世宗萬曆七年

第二十二代尚質在位七年二十三歳とて薨る

大明世宗萬曆四年おの後光明天保四年一〇梅より尚
質より代りしと一國王とすて一久しき後より薩戸のち

ははら國産乃地りしははら國勝すすあり
大徳入負のり後王の河より好れしなり

寶二千二代尚質在位二十年甲子年迄て薨ス

大徳康熙七年甲子の始 大徳の後兼皇二十二年〇始
尚質嗣位の後 寶三年乙卯 尚質の傳とすなり

寶二千四代尚質在位四十年乙未年迄て薨ス

大徳康熙四十年甲午の始 今上 寶永六年〇始
尚質の傳とすなり

寶二千五代尚質在位二年 乙未年迄て薨ス

大徳康熙五十年甲午の始 今上 宝徳二年〇始
尚質の傳とすなり

琉球冊封の事

琉球冊封の事大明洪武年中に始れり
國王嗣王に貢使とありて封を授けり
中一負の一人一負と冊封使とありて常一賜衣標

の服色を賜ふる國の司之使の料大船二艘を作

礼之儀者予を首と費年終二層を作

証書とありて符ありて書に用そそくとありて冊

封使福別ありて南海に祀とありて船に坐る給

ありて何れ王法司官一負とありて教子人と門具

とありて那原港に門入ありて國の最上上品余

負とありて新亭とありて亭とありて人おあり

大徳額とありて亭とありて亭とありて新

亭と中堂ありて亭とありて亭とありて新

之見とありて大官一負とありて亭とありて新

先王とありて礼とありて亭とありて新

府とありて世子とありて亭とありて新

服の製法

祭詔りと後中きうに於て海とけり治る封王の
礼とけりその世子の冠衣とて一門乃外に信りめ
詔物とみらむとて王あむりて四門領とてその
三千里迄とて一門とてその三千里の如く牌坊
ありてとて廟とて中山とて一門の如くその子の門の
法とてよりとて一門ありとてたをたるとしてとて播
とて世子はとて白て就亭とて定おとて四門はとてらひく
は世子の冠衣の如くは一門の如くは内側は冠衣の如くは外側は
四門の人の中不封王の礼とてけりとてその冠衣とて物は一門の如くは
一門とて八節倉門とて一門とて一門の則王ありて一門は
一層とて一層とて階ありて四節とて山の巔ありて就亭
とて殿の山中とて後けりて是とて府王とてありてその如くは礼
とて一門ありて高とてとて今教等筆等乃樂あり

後日とて一掃塵の宮儀とて一門の如くは後日と
天保とてけりて天界系とてわたりて一門の如くは後
王姫とて天保とて一門の如くは後日とて一門の如くは後
乃とて飾とて黄金とてけりて送賻の礼とてけりて
冊使和とてけりて王又とて護送とてけりて一門の如くは後
る何とてけりて又王親長とてけりて一門の如くは後
すといは一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
とてけりて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
りて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
とてけりて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
銀とてけりて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
わたりて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
とてけりて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
多とて一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後
いといは一掃塵の冊使の例とてけりて一門の如くは後

元字派と云物と云へり今貢乃年十下と云ハ派也自
 もと期貢の所云方と云ハ派也貢目月と云と云へり 是より
 先をたす國のは福別の名官人送る者乃例万金と費
 康熙七年 七年の福 巡撫官法仲春一啓を謁免せ
 一りいさ國の人 彼地を感志と云今も此と云を祀

琉球國職名あり

- 王子 正一品 是王の子也
- 按司 從一品 是而も其後王法儀のこも也
- 之司官親方 正二品
- 天曹司 是云のこも 地曹司
- 親方 從二品
- 親云上 正三品より七品より也其の古山從也
- 里之子 正從八品 筑登之 正從九品
- 人曹司

按司の正一品の位は正一品の位より後ハ
 是負定す所の首領と云へり

琉球國車略略

外國通信事略

高麗代始り
通せし國あり

東南

孝老六年の始と書と有り物を送りしより寛永九
年よりしるしとて通ぬ多し今御匠と云ふれしと
は通ぬ多しと云

東浦寒

孝老六年の始と書と有り物を送りしは先づ
方より書と物と送りしは此の書の中より
より寛永四年の始と通ぬ多しと云の使
はる事あり候ありき

呂宋

孝七十六年より始り書とすり物と稱するの回数十八
年の後を使者のすしりしるるが如く一國の使者
相の儀もしく山越と賜るなり

但し一國のすしり洋の歐羅巴の地方伊西把流
西より海にありし是よりよりと呂宋國王より始り
ありす伊西把流西の宋人より始り

暹羅

孝七十五年より一方より書と物とを稱されより
使者の儀と常よりありし系ねの儀を寛永六年
以後一國の使者ねの儀とすす商船の今より年々
海にありし
西馬港

伊西

一國のよりハ西洋の歐羅巴の地方波羅多細兒
甲より商人を伊西よりより伊西よりより
西馬港と名帯ありし作りゆり是別家ありし南
東人よりハ一書と物とを稱するなり
伊西の使者の儀とすりしるるが如く一國の使者
相の儀もしく山越と賜るなり
孝七十七年より始り書とすり物と稱するの回数十八
年の後を使者のすしりしるるが如く一國の使者
相の儀もしく山越と賜るなり

西泥

孝七十七年より始り書とすり物と稱するの回数十八
年の後を使者のすしりしるるが如く一國の使者
相の儀もしく山越と賜るなり

台城

寛永十二年は方よりつらなれし御書は先年御
書とつらなれし書は御國より御書は未だる所は
阿蘭陀

寛永十四年書物と始となれし御書と御
より寛永四年の御書は御國よりつらなれし御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國よりつらなれし御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國よりつらなれし御書は

新作御北洋西

は方の人ロスジ

御國を御羅巴の御北洋西より新しふ御國
あり御國より御書は御國より御書は御國より御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國より御書は御國より御書は

ありは方よりし本を御書と御書は御書は御書は御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國より御書は御國より御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國より御書は御國より御書は

御書と御書とつらなれし御書は御國より御書は御國より御書は

漢文刺西

御國よりし御書は御書は御書は御書は御書は御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國より御書は御國より御書は
御書と御書とつらなれし御書は御國より御書は御國より御書は

塔伽沙古

寛永十四年一月は御書は御書は御書は御書は御書は

多岐の例ありしをいさく詳ありす

伊西把活西

寛永元年はあより使を命ず。都令は、いさく天主の法と
きふのいさくよりいさく使とありしは、いさく

日弾

寛永七年、御書とつらえれり。奇楠の上京物と
り、但日弾とて、國に在りし及りし、及りし、及りし、
人、寛永の元、邪蕪の法とて、國に及りし、及りし、
阿蘭陀人あり、奇楠といふ、及りし、及りし、
り、とて、使を命ずり、及りし、及りし、及りし、
日音の字をいさくとて、通し、及りし、及りし、
いさく

寛永の元、邪蕪の法とて、國に及りし、及りし、
阿蘭陀人あり、奇楠といふ、及りし、及りし、
り、とて、使を命ずり、及りし、及りし、及りし、
日音の字をいさくとて、通し、及りし、及りし、
いさく

中華并印國

北京省 古燕之地、今古法之帝都、都令八府、而得明天府、保定府、
河間府、定州府、順天府、永年府、大各府、永年府、十九州、
百十六縣、二、いさくより商人、河より、及りし、商人、八、
遼東 或曰、九還、鞋紐之、いさくより、商人、掃、及りし、商人、
南京省 古吳之地、今古法之、都令、及りし、商人、掃、及りし、商人、
揚州府、江都府、江寧府、宜興府、丹徒府、丹陽府、
府、揚州府、江都府、江寧府、宜興府、丹徒府、丹陽府、
七、揚州府、江都府、江寧府、宜興府、丹徒府、丹陽府、
いさくより、商人、河より、及りし、商人、八、
百、揚州府、江都府、江寧府、宜興府、丹徒府、丹陽府、

縣令之 治之南亦其附屬也

山西省 古梁魏之地也 亦府所謂大台府平陽府

山西省 大同府 雁北府 汾州府 二十列 七十八縣

山東省 古魯齊之地也 亦府所謂陞南府 曹州府 兗州府

山東省 濟南府 兗州府 曹州府 二十列 九十九縣

河南省 古梁魏韓之地也 亦府所謂開封府 歸德府 彰德府

河南省 開封府 歸德府 彰德府 二十列 九十七縣

陝西省 古秦國中之地也 亦府所謂西安府 鳳翔府 漢中府 平涼府

陝西省 西安府 鳳翔府 漢中府 平涼府 二十列 九十六縣

浙江省 古吳越之地也 亦府所謂杭州府 嘉興府 湖州府 紹興府

浙江省 杭州府 嘉興府 湖州府 紹興府 二十列 九十五縣

此而より商人 漢より 亦と商 杭より 亦と杭 別府 嘉

興府 湖州府 紹興府 二十列 九十五縣

府 上 亦と山府 二十列 九十五縣

江西省 古楚吳之地也 亦府所謂南昌府 贛州府 廣信府 南康府

江西省 南昌府 贛州府 廣信府 南康府 二十列 九十七縣

湖北省 古楚之地也 亦府所謂武昌府 漢陽府 荊州府 岳陽府

湖北省 武昌府 漢陽府 荊州府 岳陽府 二十列 九十八縣

湖南省 古楚之地也 亦府所謂長沙府 衡陽府 常德府 岳陽府

湖南省 長沙府 衡陽府 常德府 岳陽府 二十列 九十八縣

四川省 古楚之地也 亦府所謂成都府 嘉定府 資中府 宜賓府

四川省 成都府 嘉定府 資中府 宜賓府 二十列 九十八縣

法推府也 亦一府 亦詳二十列 百十縣 一府 亦詳二十列

司之宣哲日六衛一拓討日一安哲日九而二十六也官月之

以下より商人ハ多ク其ノ商社ハ多クハ

福建省 古周敏之地也之府而留福州府泉州府建寧府興化府邵武府漳州府之別福州府建寧府泉州府興化府邵武府漳州府

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ福州府

以下より泉州府日本より五百里程漳州府日本より五百里程福寧府日本より五百里程

以下より沙埋日本より四百七十里程

广东省 古楚之地也之府而留廣州府韶州府南雄府惠州府韶州府南雄府韶州府

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ韶州府

以下より韶州府日本より七百里程惠州府日本より七百里程南雄府日本より七百里程

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

廣西省 古楚之地也之府而留桂林府柳州府梧州府南寧府

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

雲南省 楚別之地也之府而留大理府臨安府楚雄府

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

貴州省 元夷狄之地也之府而留貴州府思州府

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

以下より商人多ク其ノ商社ハ多クハ

石州省

外國西洋

東京 日本より西六百千里程

はより商人海ありあり商船あり

東寧

元格物沙布と今臺灣と日本
日本より六百千里程

は國より商人あり

廣南

又跋趾と云元東京の内今別あり

清あり商人あり

占城

元暹羅の内今別あり
日本より六百千里程

はより商人あり

大沈

は小女王と東埔寨と海千里と又元暹羅の内今
別あり一と云る。日本より二千二百千里

はより商人あり

東埔寨

元暹羅の内今別あり。日本より六百千里

六峯

元暹羅の内今別あり。日本より二千二百千里

はより商人あり

暹羅

日本より二千四百千里

はより荷蘭港より商人あり又その人ハはより

日本へ海あり

文嶋吧

西洋のち橋と北陸國の内ハはより荷蘭港のせり
元任ス。日本より二千四百千里

はより荷蘭港の商人海あり

阿蘭陀

七別あり西澤セイラントルウチウイタラキトケル
トレントラウフルイセフリイラント也古別之西蘭陀
共七別あり
日本より二万二千五百里

日本より商船あり

大和の西洋十國ありたゞ記す所の諸國西洋の地
あり阿蘭陀人にて交易する國

新印 竹あり日本より九百五十里あり

は新より阿蘭陀の商船あり

之は 日本より九百五十里あり

さらあき 日本より九百五十里あり

ちとあや 日本より九百五十里あり

海らあや 日本より九百五十里あり

まいあん 竹あり日本より九百五十里あり

こすいあんてい 日本より九百五十里あり

あんか 日本より九百五十里あり

あかん 日本より九百五十里あり

あいら 日本より九百五十里あり

あいら 日本より九百五十里あり

あいら 日本より九百五十里あり

あいら 竹あり日本より九百五十里あり

あいらん 竹あり日本より九百五十里あり

あいらん 竹あり日本より九百五十里あり

あいらん 竹あり日本より九百五十里あり

あいらん 竹あり日本より九百五十里あり

ほの程と 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
まの河に 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
海に 崎く 崎く 人 崎く 阿蘭陀 崎く その
ち 崎く 崎く 交易す 日本 崎く 日本 崎く 日本
か 崎く 崎く 物 崎く 阿蘭陀 人 崎く 崎く
肉食と 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
け 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
と 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
ゆ 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
と 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
む 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
て 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本

す 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
の 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
く 崎く 崎く 日本 崎く 阿蘭陀 人 崎く 崎く
油 崎く 崎く 日本 崎く 日本 崎く 日本
石 阿蘭陀 崎く 商人 崎く 交易す 日本 崎く 日本

外國通信の略

高野山事略

学侶の人を言由來の事

古ハ高野山大衆の中學侶の人ありて一ツハ
す元弘建武の頃にも高野の衆ありて一ツハ世ハ戸傳ありて一ツハ法
大師は山と宗と一ツハ法縁ありて一ツハ密教と法
のひり一ツハ宗と學侶と一ツハ大師よりきたる法縁ありて一ツハ
子息堂と宗と一ツハ一ツハは山に在りて一ツハ
如法縁と後大師ありて一ツハ密教と法縁あり
高野と宗と一ツハ大衆萬衆ありて一ツハ山と宗と一ツハ法縁あり
とのと人ありて一ツハ一ツハ又一ツハ一ツハ密教の法縁あり
ト大ニ一ツハ一ツハ一ツハ高野山の衆ありて一ツハ中法縁あり
若ハ宗劍防觀一ツハ四内の根籍と宗と一ツハ一ツハ

行

鶴のふの八瀬位修治し〜山中の古徳と祈禱
せしもうあつ〜学修の人あり名を第一と
又の人方と想分らひし学修方と多分と〜
天竺の法より世人に〜と名を〜と名を〜と名を
中江村宗方の信は〜と有り位〜或は念佛修治
或は通國勅を〜と 市裡の山所〜と名を
秘密の靈場よ〜と法修あり〜と名を〜と名を
〜と修治あり〜と名を〜と名を〜と名を
の教よ〜と名を〜と名を

本食上人古徳山と再興せしむ

奥山寺の完祖奥山上人慈共〜と名を〜と名を
信ありし〜と名を又本食上人に〜と名を

えまを〜と名を後依〜と名を流〜と名を
家〜と名を山〜と名を〜と名を修治あり〜と名を
世とあり治ひ〜と名を初〜と名を修治あり〜と名を
や〜と名を甲買〜と名を〜と名を〜と名を
押坊〜と名を修治あり〜と名を王法〜と名を
むあり〜と名を天正十一年の春自分十万余石の共
と川具〜と名を國中にあり〜と名を〜と名を
名二子奈人〜と名を根名寺〜と名を入堂修治あり〜と名を
院とあり〜と名を名を〜と名を金修〜と名を
親〜と名を名を〜と名を名を〜と名を
何とあり〜と名を名を〜と名を名を〜と名を
とあり〜と名を名を〜と名を名を〜と名を

一、多分は信じて居られた一男を以て大
社の令に代り考合に軍とありさあしく妙山乃
再身と波き下〜と云ふ大に力とゆく是則
叢社大師再来〜と云ふ妙山と中興〜と云ふ
い〜の〜と云ふ言ふとびく若人〜と云ふ
信佛天竺叢社大師の口下と云ふと云ふ
時より向ひは山はりほふ入〜と云ふ
事あり〜と云ふ〜と云ふ考合〜と云ふ
信とあり〜と云ふ一山の信佛と云ふと云ふ
意村と云ふ〜と云ふ本会上人一男と云ふ
合と云ふ〜と云ふ感〜と云ふ上人乃云ふ
建重〜と云ふ書と云ふ上人と云ふ一山の信

統と云ふ〜と云ふ人四家信〜と云ふ上人一男
属と云ふ〜と云ふ下知〜と云ふ同十年上人一男と
建立す〜と云ふ白執考〜と云ふ衣衾と云ふ
奥山寺乃額と云ふ〜と云ふ勅形と云ふ勅
地と云ふ〜と云ふ寄附〜と云ふ
同二十年考合と云ふ上人と云ふ一寺建立せし
奥山寺考合寺乃持統と云ふ帝〜と云ふ
と云ふ〜と云ふ子考合と云ふ附屬〜と云ふ
武敏寺〜と云ふ入〜と云ふ七十一
学侶の人と云ふ〜と云ふ文珠院の事

文殊院と江戸の復興

興山宗二世意昌八幡岩附法乃力争して一寺師
乃法とゆく興山寺乃持職とあるり常法府
二何候とく一身一一人也山とく山乃事と沙
法中管長十九年乃を大坂法に法を二月
乃日意昌とされく南都内山宗大衆能中
山宗の山外ち民ホ大坂とく一寺一法寺
一寺中乃作とあり家かこころ地向と一換と
法一の年正月山宗と法と山一山の信院
乃物とく也大坂お山法とく也寺の 社社かられ
る也乃一後江戸復興のあり寺地と法あり
法府とく一興山宗の坊舎と一物 一後興山
一社法と

一興山文殊院
一寺のあり 帝の山宗、何候一十年、二乃

也山一とく山の事と沙法するも元乃

東照宮と興山と法府の事

社社と世乃付文殊院の命とく信乃山一乃
代不易乃の聖場なり家乃林の後乃興山乃法と
家と也と法と一寺と法と 社文造とあり
と也と一とくわく社乃事とく 作とく
山一自分乃力と法と 興山寺の山と 社文
好殿齋庫法樓と送り切と法と寺と
毎月乃山宗乃法乃法乃法と法と寺と
関心乃く毎月十七日乃法と法と寺と

法をとおすは別寛永元年ありき

学侶の人争論の始なり

正保元年は志願者並み人の信不 志願者

正保二年は志願者並み人の信不 志願者

正保三年は志願者並み人の信不 志願者

正保四年は志願者並み人の信不 志願者

正保五年は志願者並み人の信不 志願者

正保六年は志願者並み人の信不 志願者

正保七年は志願者並み人の信不 志願者

正保八年は志願者並み人の信不 志願者

正保九年は志願者並み人の信不 志願者

正保十年は志願者並み人の信不 志願者

正保十一年は志願者並み人の信不 志願者
正保十二年は志願者並み人の信不 志願者
正保十三年は志願者並み人の信不 志願者
正保十四年は志願者並み人の信不 志願者
正保十五年は志願者並み人の信不 志願者
正保十六年は志願者並み人の信不 志願者
正保十七年は志願者並み人の信不 志願者
正保十八年は志願者並み人の信不 志願者
正保十九年は志願者並み人の信不 志願者
正保二十年は志願者並み人の信不 志願者

其自今以後、字依の僧と人の入の上首二人つゝ、
高文代志とく江戸に伺信すへきと作らるる
字依の人の争論凡六年、
目よ人の信を後漢大受、
一條あり、
此堂所成、
又

字依の人の争論の事

明暦二年正月、
多々、
より、
折く、
二年八月、
大

人の僧口人、
放せ、
い、
七月、
此、
凡、
寛文二年七月、
さ、

字依の人の争論の事

寛文二年、

く奥山寺住持職よりさるる上月学僧の人等が
制法を改定しれ同日二年六月五日に制法を
わさる人の僧中依古法法より異月の結新を
今更なる臨月とあらんるあとの日六年八月
臨月とあらんるあり
西村に集りて又よりあらんる奥山寺に
是の人の僧制法よりさるる同日の
細りてあらんるあり

学僧の人等が改定論

并奥山寺住持職奥山寺人の住持の後の事

延宝二年十月十日に学僧の人の僧中依古法法より
四年十月十八日に学僧の人の僧中依古法法より

定あらんる学僧の人の僧中依古法法より
制法よりあらんるあり
ありて奥山寺の住持職より補せらるる
の事しは時寛文六年学僧の人の僧中依古法法より
乃制法よりあらんるあり
おちりては元禄二年二月学僧の人の僧中依古法法より
ありて人の僧中依古法法よりあらんるあり
学僧の人の僧中依古法法よりあらんるあり
とありて学僧の人の僧中依古法法よりあらんるあり
ありて人の僧中依古法法よりあらんるあり
ありて人の僧中依古法法よりあらんるあり
ありて人の僧中依古法法よりあらんるあり
ありて人の僧中依古法法よりあらんるあり

はな奥山寺住持の僧をあらんるあり
ありて奥山寺住持の僧をあらんるあり

よく書道院と修治するに先き比叡の御道の書をあやまし
く申す所の文書ありりしに、これより先きの書ハあるに、やまに
もたせし一山の行人ありしに、

行人の僧後流刑 並に神山

奉恩宮神法集御法より乃後開かりし

元禄四年乃其由遠流奉恩寺住持職よりか
これ以後進ヶ際と稱されしと先きに二十
二條乃如く作せしありしをありし家より流し人
乃僧後流刑乃旨とありし同年七月遊し奉
院とありしと行人の僧音半人余を流し宣
しと身山寺乃中子山行人の上首 組員入極
の年あり 奉
恩文書ありしと執替ありしとありしハ 奉
恩文書毎月

毎日の非流案とありし御書の流し住持を流
し奉恩とありしとありしに、乃後流刑を流し
し二十余年よりあり

高山山事略記

石山平野下流海

天保十二年庚午一月二十日書

中村萬養直道

薰菫録卷之百七拾

薰菫録卷之四十五

